審査の申出のながれ

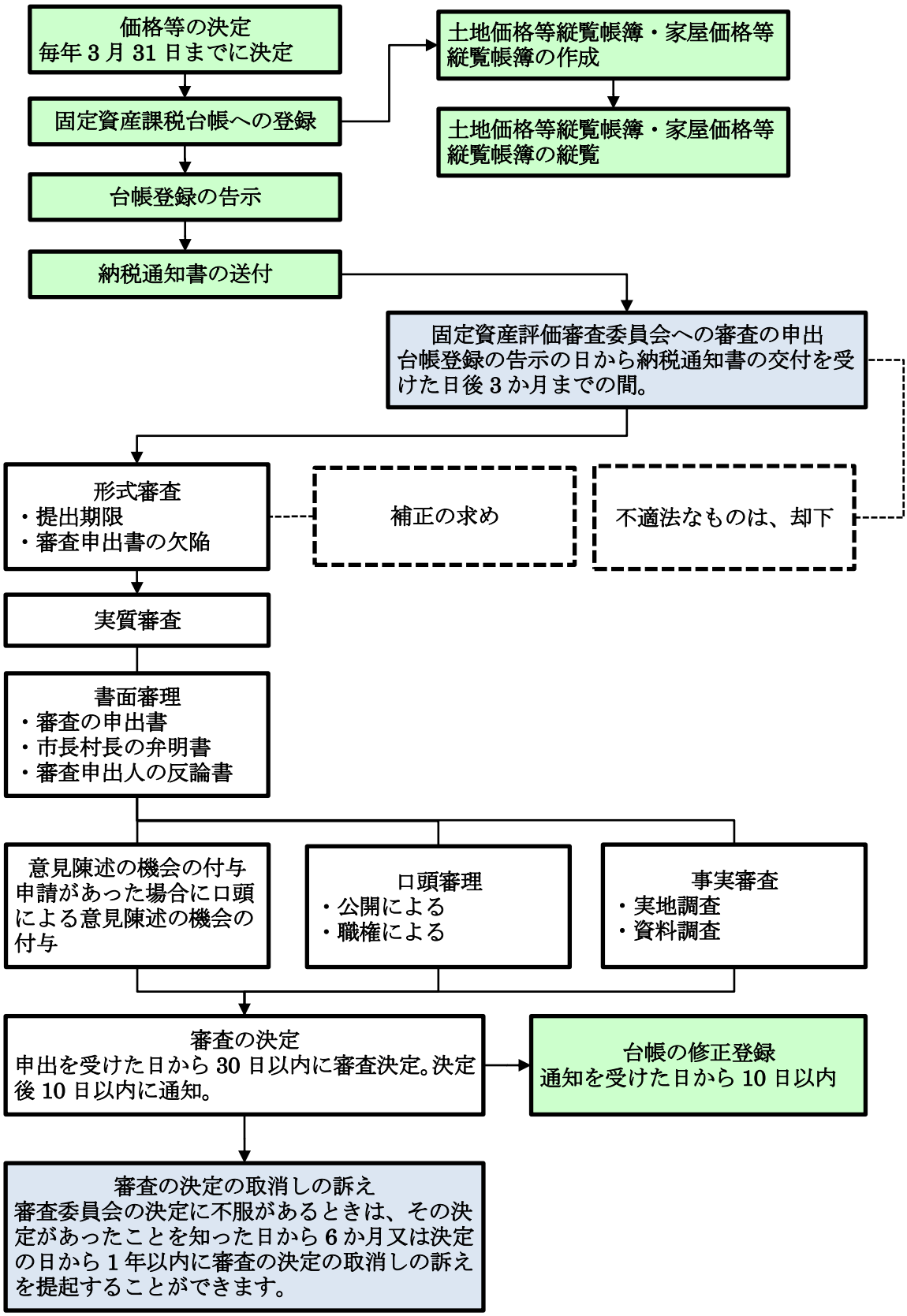
価格等の決定
毎年 3 月 31 日までに決定
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の作成
固定資産課税台帳への登録
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
台帳登録の告示
納税通知書の送付
固定資産評価審査委員会への審査の申出
台帳登録の告示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月までの間。
形式審査
・提出期限
・審査申出書の欠陥
補正の求め
不適法なものは、却下
実質審査
書面審理
・審査の申出書
・市長村長の弁明書
・審査申出人の反論書
意見陳述の機会の付与
申請があった場合に口頭による意見陳述の機会の付与
口頭審理
・公開による
・職権による
事実審査
・実地調査
・資料調査
審査の決定
申出を受けた日から 30 日以内に審査決定。決定後 10 日以内に通知。
台帳の修正登録
通知を受けた日から 10 日以内
審査の決定の取消しの訴え
審査委員会の決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日から 6 か月又は決定の日から 1 年以内に審査の決定の取消しの訴えを提起することができます。